

児童手当に係る事業主負担の考え方

① 事業主は、人を雇用して事業活動を行うものであり、事業活動を継続させていくためには労働力の維持、確保が不可欠。

一方、児童手当制度は、「次代の社会を担う児童」を健全に育成し、資質の向上を図ることを目的としており、将来の労働力の維持、確保につながる効果が期待され、事業主の立場と密接に結びつくもの。

② 児童手当は、賃金として各企業において一般的に支払われている扶養手当に代替する性格のもの。(扶養児童が多い労働者を雇用している企業の負担が大きくなるなどの問題を解消。)

(参考)他制度における事業主負担(障害者雇用促進制度に基づく助成金)

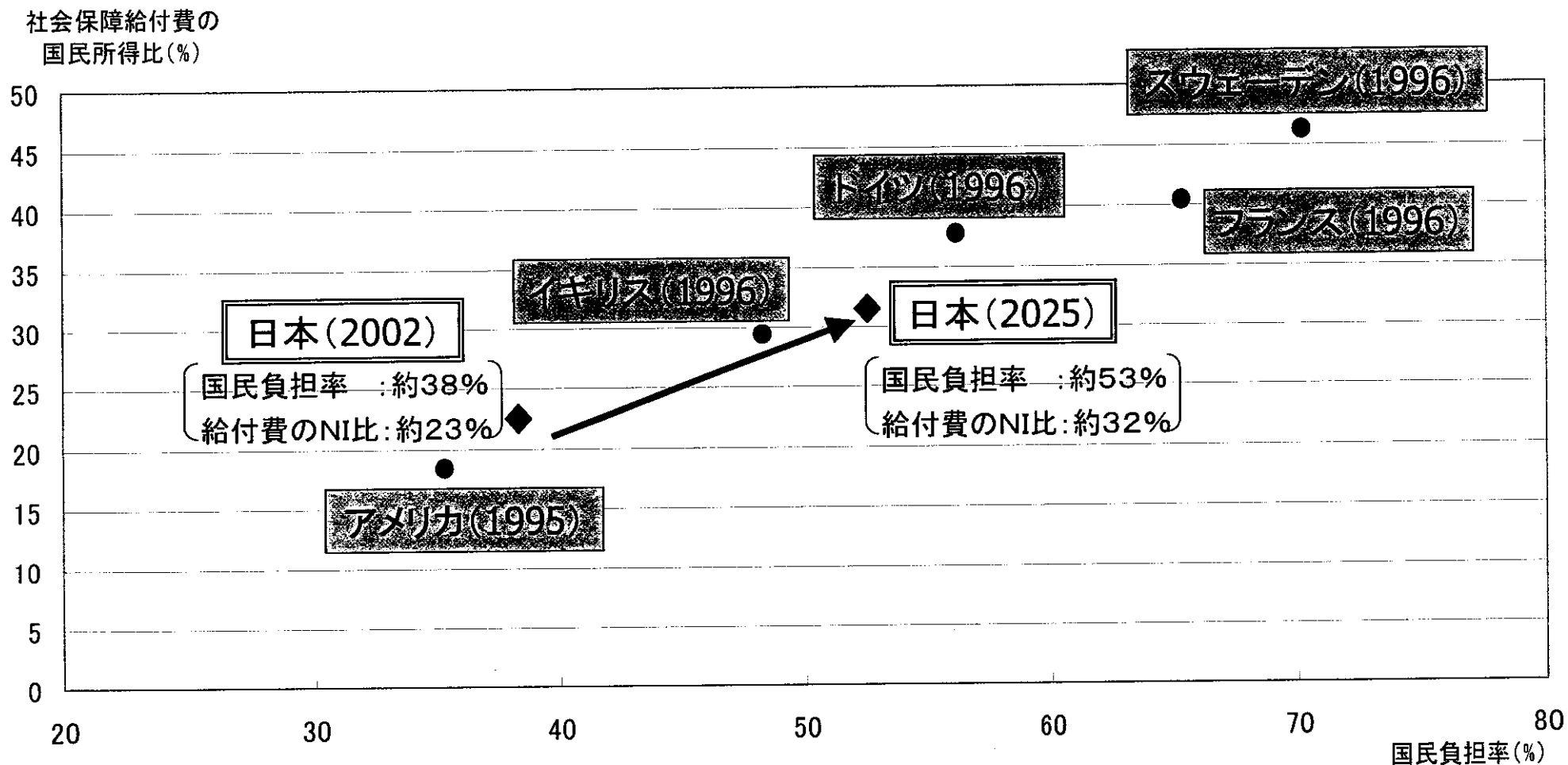
〈制度の概要〉

障害者雇用促進制度においては、一定率以上の障害者雇用を義務づけるとともに、これを達成できないものから納付金を徴収して障害者を雇用する企業の助成金を交付。

〈事業主負担の考え方〉

すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有するという考え方に立ち、雇用率達成企業と未達成企業間の障害者雇用に係る負担の公平を図るもの。

社会保障の給付と負担の国際比較



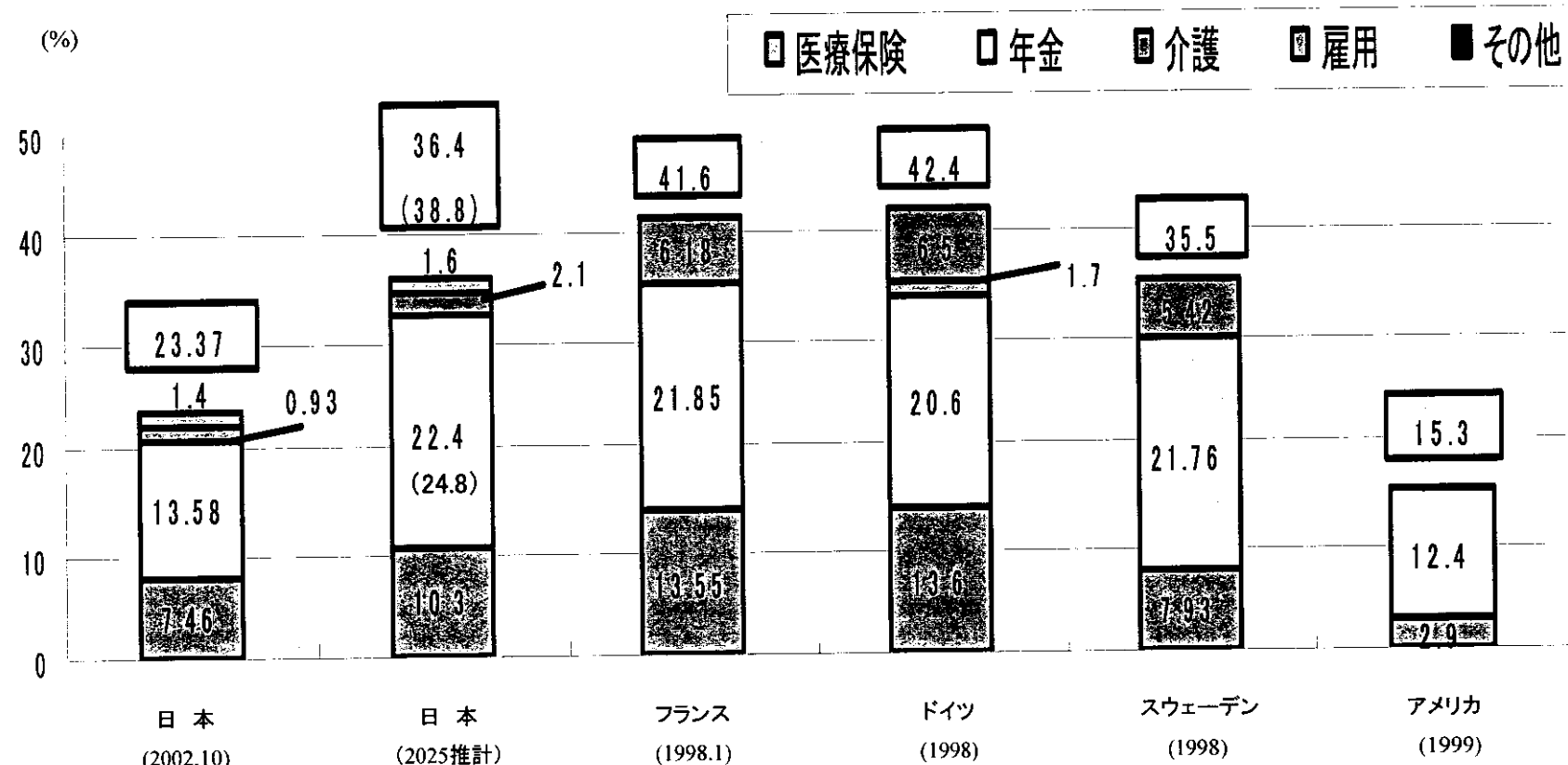
(注1) 日本の2025年の数値は、平成14年5月に改訂した「社会保障の給付と負担の見通し」による。

(注2) アメリカには、現役世代を対象とした一般的な公的医療保障制度はない。

(注3) 日本の潜在的国民負担率(国民負担率+財政赤字対国民所得比)は、2002年で約47%。

被用者の社会保険料率の国際比較

○ 現在の我が国の被用者の社会保険料率は約23%で、高齢化や年金制度の成熟化の進んだヨーロッパ諸国と比較すると低い水準。2025年には約36%となるが、現在のヨーロッパ諸国と同程度の水準



資料：厚生省「平成11年版厚生白書」（日本については2002年10月現在の数字に更新したほか、2025年の数字を推計）

注1) 保険料率は、総報酬ベースである。

2) 日本(2025年推計)の保険料率は「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」を基に推計

3) 日本(2025年推計)の年金保険料率は、基礎年金国庫負担割合1/2のケース(()内の数値は1/3のケース)である。

4) フランスの「年金」には寡婦保険、家族給付を含む。

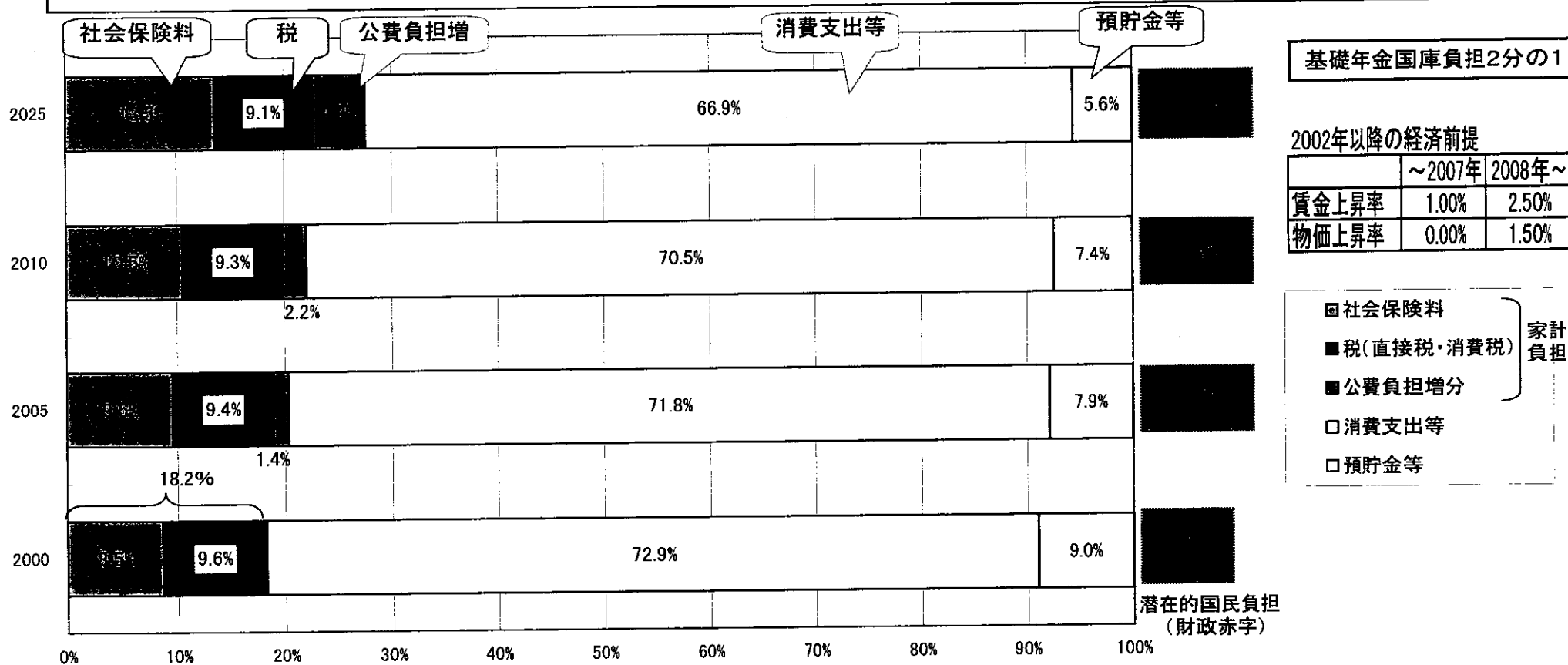
～家計支出の将来見通し(勤労者世帯平均)～

○ 家計負担の割合は、今後増大。社会保険料についてみれば、現在の8.5%が2025年には13.5%に

※潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字(平成15年度(予算ベース)対国民所得比で約11%)分を家計負担に含めていない。

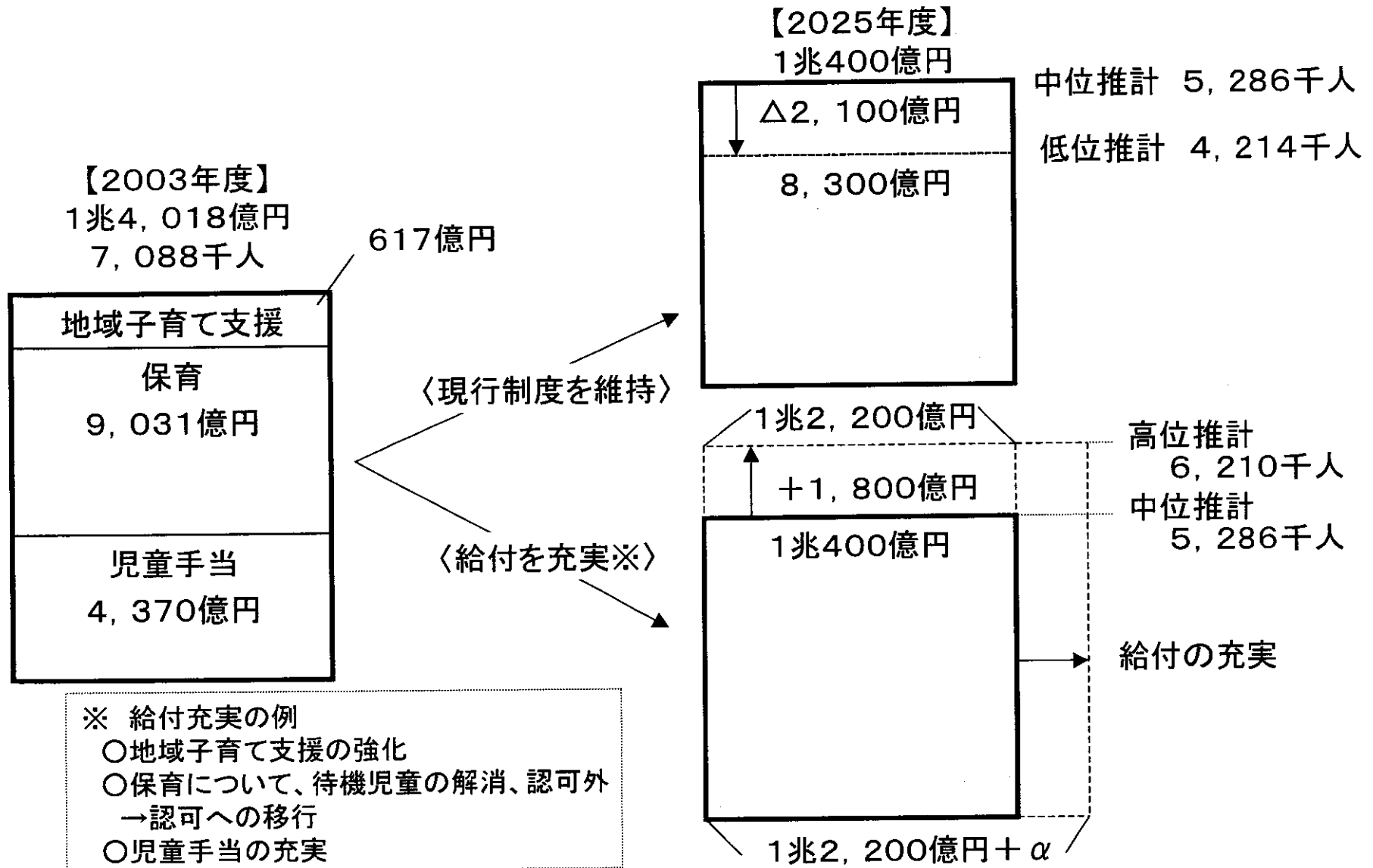
<推計の前提>

- ①将来の社会保険料は「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」の推計結果を用いて試算
- ②将来の税負担は、家計調査の直接税及び消費税(推計)から一定の仮定に基づき試算
- ③将来の社会保障に係る公費負担増分の負担は、「社会保障の給付と負担の見通し」における公費負担の国民所得に対する比率の増加分と同率と仮定



- (注) 1. 2000年は、家計調査の勤労者世帯の実績(消費税は推計)
 2. 2005年以降は、2001年家計調査における同分類の世帯の実績を用いて推計
 3. 直接税は賃金上昇率と同率、消費税は消費支出の伸び率と同率で伸びると仮定して試算
 4. 消費支出の伸び率は、可処分所得の伸び率(=賃金上昇率-0.2%)-0.3%と仮定して試算。この前提の下では、平均消費性向は毎年0.3%ずつ減少することとなる。
 5. 将来の潜在的国民負担(財政赤字)は、2003年(予算ベース)の数字と同じと仮定

次世代育成支援関連給付の将来イメージ



(注) 2025年度の金額は2003年度の単価を基に児童数から機械的に算出したもの(昨年12月に与党において少子化対策として合意された2,500億円分を考慮せず、物価・賃金の変化等は織り込んでいない。)

子育て支援関連給付の財政スキームに関する議論の状況

1. 基本的な考え方

(育児の社会的支援)

「すべての子どもは社会の未来の人材だからこそ、子育て家庭に対して一定の社会扶養による公平な育児支援が必要なのである。・・・①普遍的な家族政策での育児支援、②社会保険による家庭中心の育児支援、が多くの中間層を占める家庭の子育てを支援することになり、健康な多くの国民を育てることにつながる。」

「育児保険構想」(鈴木眞理子助教授)

「少子化対応を進めていくことは、わが国のあり方全般に関わる問題である。そのため、必要となる財源については、安易に現役世代や企業に求めるのではなく、老若男女を含め国民全体で支えていくべきである。この観点から、公的年金制度の財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきではない。」

「公的年金制度改革に関する基本的考え方」
(平成14年10月(社)日本経済団体連合会)

(社会保険システムを活用すべきとの意見)

「年金、医療、介護等の高齢者扶養と同様、国民全体で次世代の育成を支援するという観点も必要であり、・・・その有力な手段として社会保

険の仕組みの活用を検討を開始すべきである。

「社会保障負担等の在り方に関する研究会」
報告書(平成14年7月)

「負担と給付の対応を基本とする社会保険制度を活用し、既存の給付との関係を整理した上で、子育て家庭に配慮を行うことは考えられないでしょうか。長い目で見れば支え手が増え制度を安定させることにつながり、将来に対する国民の安心感を作り出すことになるのです。」

「少子化社会を考える懇談会・中間取りまとめ」
(平成14年9月)

「・・・介護がそうであったように、わが国で本格的な育児の社会化を進めるには、社会保険の仕組みにより施策を一元化総合化し、事業の拡大を図るのが現実的な対応策ではないか。社会福祉制度では、財源の性格や制約から普遍化が難しく、本人拠出を欠くため参加意識・連帯意識も醸成されにくいなど、施策の発展性に乏しいからである。」

「少子化社会を考える懇談会」への提出意見
(山崎泰彦教授)

「・・・不公平をなくして普遍的に子育ての支援を強化するのであれば、保育サービスや在宅保

育手当—これまで無償労働であった在宅での育児を外部効果のあるものとして、社会的に評価するわけである—を給付する子育て支援保険制度—給付と負担の対応が被保険者ごとに明確になる拠出を前提とした双務的なもの—を設けることが、お上意識が強く・・・わが国にはふさわしいと考える。」

「育児保険構想」（福田素生教授）

2. 仕組み

（地域保険—介護保険制度の拡大等）

「具体的には、地域特性に配慮しつつ保育等のサービス中心の支援を進める観点からすれば、介護保険と同様に市町村を保険者とする育児支援保険制度の創設が考えられ・・・る、との意見があった。」

「社会保障負担等の在り方に関する研究会」
報告書（平成14年7月）

「基礎的自治体である市町村を保険者とする現行の介護保険制度をベースに児童の養育、障害者の生活支援などを給付として組み込み、通常在宅または居住する地域で提供される対人社会（福祉）サービス（従来は、主として家族が無償の労働として担ってきたもの）を給付する地域の総合福祉保険的なものとして再編成する。」

「育児保険構想」（福田素生教授）

（年金制度の拡大）

「具体的には、・・・次世代の育成が賦課方式を基本とする年金制度の安定的運営に密接にかかわるものであるという観点からすれば、年金制度の体系の中に、出産費や児童養育費を軽減する現金給付や奨学金の貸与等の次世代育成支援給付を創設することが考えられる、との意見があった。」

「社会保障負担等の在り方に関する研究会」
報告書（平成14年7月）

「年金制度に組み合わせた案では、被保険者は国民年金加入者。・・・財源は育児保険料徴収分と国・地方自治体の負担で給付費を賄う・・・。出産祝い金も育児保険から40万円支給し、保険制度を支える新たなメンバーを歓迎するとともに、20歳以上の若い世才の年金加入へのインセンティブをあげることができる。育児支援クーポンは保育サービスや幼稚園の利用料、学童保育利用に交換可能で、民間の保育サービス、子育てサークルやグループ保育にまで拡大することにより親に選択の幅を提供する。」

「育児保険構想」（鈴木真理子助教授）

「公的年金保険制度に組み込み、児童年金保険制度とする。所得制限なし・・・15歳以下（義務教育終了まで）、児童を監護する者に支給。・第1子・2子1万円、第3子以降2万円」
（熊代昭彦衆議院議員の児童年金構想）

(国民全体が支える新制度)

「次世代に依存した賦課方式の社会保障をつくってしまったからには、それをこれから負担していく子供たちを社会全体で育てるのは当然だ。たとえ他人の子であっても支援する制度が必要だ。子育ての“会費”だけは、きちっと税なり社会保険料で払っていただきたい。・・・払うのはすべての現役の人。基礎年金の保険料負担に上積みする形にしてはどうか。加えて年金受給者にも負担してもらおう。年金課税を強化して、その相当の部分をこちらに回していただく。それに事業主にも負担してもらおう。」

(山崎泰彦教授のインタビュー記事)

(平成15年5月・日本経済新聞)

「(児童年金について)社会保険方式のままではなじまないように思う。この手当(児童年金)は、ただ、子どもを養育しているというだけで支給される給付であるが、子どもを産むか産まないかは親の包括的な選択の下にある。このように、自分で作り出せるような事態はリスクとは認められないのではないか。」

「しかし、・・・子育てについて社会的に助け合おうという合意さえあれば(かつて子育ては地域社会の相互扶助に組み込まれていたことを想起せよ)、必ずしもリスク分散にこだわらなくても本人拠出に基づく制度を構想することはできる。それをここでは共助システムと呼んでお

こう。共助システムとは、連帯意識で結ばれた構成員が集合的に給付を決定し、負担を分かち合う仕組みである。社会保険制度はその一種・・・であるが、それが共助システムのすべてではない。・・・急激な少子化で、子育てに対する社会的支援の充実が喫緊の課題になっている現在、共助システムを通じて子育て支援を実現できないか、検討してみる価値は十分ある。」

(「育児保険構想」宇野裕氏)

「社会保険を基礎付ける理念として、「社会連帯」の存在が主張されている。このことは、・・・保険料拠出との牽連関係における受益の可能性をも含意しているものと解される。こうした観点からすれば、事実上受益可能性がなきに等しい高齢者世代などからの保険料徴収は本来的に正当化し得ないのではないかとの疑問が生じる。現実に育児を担っている世代以外の幅広い世代による社会的支援システムの構築が望ましいとすれば、リスク分散の考え方に立つ社会保険の仕組みではなく、ある特定の社会政策目的のための拠出金制度の仕組みの方がふさわしいのではないかと考えられる。この場合、本人拠出を導入するとしても、その性格は保険料ではなく、一種の目的税ということになる。」

「子育て支援策の論点」

(社会経済生産性本部・菊池馨実教授)

社会保険制度における次世代育成支援対策の現状

【給付等の内容】

【給付等を行う考え方】

医療保険

- 出産育児一時金
 - ・被保険者又は被扶養者が出産をしたとき、1児につき定額30万円を支給
- 出産手当金
 - ・被保険者が出産の日以前42日より出産の日後56日までの間において労務に服さなかったとき、手当（標準報酬日額×60%）を支給
- 保険料免除
 - ・育児休業期間中の健康保険、船員保険及び各種共済の保険料を免除
- 給付率の改善
 - ・3歳未満の乳幼児の給付率は8割（一般は7割）

- 医療保険の保険事故として「出産」を明記。
 - ・出産育児一時金
「出産に要すべき費用に係る経済的負担の軽減を図るもの」
（※出産に傷病との類似性を認め、これにより相当程度の経済負担が生じることから、保険事故に含めたものといえる。）
 - ・出産手当金
「傷病手当金と同様、産前産後に労務に服さなかったことによる所得の喪失又は減少を補い、生活の保障を行うために支給するもの。」

雇用保険

- 育児休業給付
 - ・被保険者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給
（支給額：休業開始前賃金の40%）

- 雇用保険法上、「失業」とともに、「雇用の継続が困難となる事由が生じた場合」を保険事故として明記。
 - ・「休業による収入低下を放置することは育児休業の取得を困難とし「失業」に結びつきかねないことから、「失業」に準じた保険事故として、雇用継続を援助、促進するための給付を行うもの。」

年金

- 保険料免除
 - ・育児休業期間中の厚生年金、共済年金の保険料免除
（給付額については、免除期間中も保険料拠出を行ったものとして計算）

- 保険料免除（医療保険も同様）
 - 「女性が働きやすく、かつ、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進という観点から、特に保険料免除を行うこととしたもの。」

少子化が年金制度に与える財政影響

※ 保険料固定方式・給付水準維持方式いずれも、「年金改革の骨格に関する方向性と論点(平成14年12月 厚生労働省)」における試算結果のうち、国庫負担割合を2分の1として試算したもの。

○保険料固定方式(厚生年金の最終保険料率20%、実績準拠法(名目年金額下限型))

	高位推計 〈1. 63〉	中位推計 〈1. 39〉	低位推計 〈1. 10〉	(参考)平成11年 財政再計算ベース
所得代替率	57% (2020年)	52% (2032年)	45% (2040年)	59%

(注):〈 〉内は合計特殊出生率である。()内は給付水準調整終了年度。

○給付水準維持方式

	高位推計 〈1. 63〉	中位推計 〈1. 39〉	低位推計 〈1. 10〉	(参考)平成11年 財政再計算ベース
厚生年金の最終保険料率	21. 0%(91) 〔2024年〕	23. 1%(100) 〔2030年〕	26. 6%(115) 〔2040年〕	19. 8%
国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)	19, 000円(93) 〔2014年〕	20, 500円(100) 〔2016年〕	22, 500円(110) 〔2020年〕	18, 500円

(注)1. 厚生年金の保険料率は総報酬ベースである。

2. 〈 〉内は合計特殊出生率である。()内は中位推計ベースを100とした指数。〔 〕内は最終保険料(率)到達年度。

3. 現在の保険料(率)は、厚生年金13. 58%(総報酬ベース)、国民年金13, 300円である。